

## **[事案 29-360] 損害賠償請求**

・平成 30 年 10 月 18 日 和解成立

### **<事案の概要>**

担当者の誤説明がなければ、他の治療方法を選択したことを理由に、損害の賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 14 年 11 月に契約した終身保険に付加された先進医療特約について、担当者から、陽子線治療による治療費の全額が支払われる旨の説明を受けたので、故被保険者が陽子線治療を受けることを決めたが、実際には治療費の一部しか支払われなかったことから、損害を賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

担当者は、先進医療特約が付加されており、陽子線治療は給付の対象であるとは回答したものの、具体的な給付金額は回答していないので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、担当者の説明状況等を把握するため、相続人代表者である申立人らおよび担当者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、担当者から治療費の全額が支払われるとの誤説明がされたとは認められないが、一方で、担当者には本特約に関する正しい理解があったとは認められず、給付金額について少なくとも正しい説明ではなかったと判断される。担当者から正しい説明がなされていれば、申立人らが治療費の全額が支払われると理解することはなかったことおよび紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。